

保護者の皆さまへ

SNS等のネット利用による 子供の犯罪被害防止のために

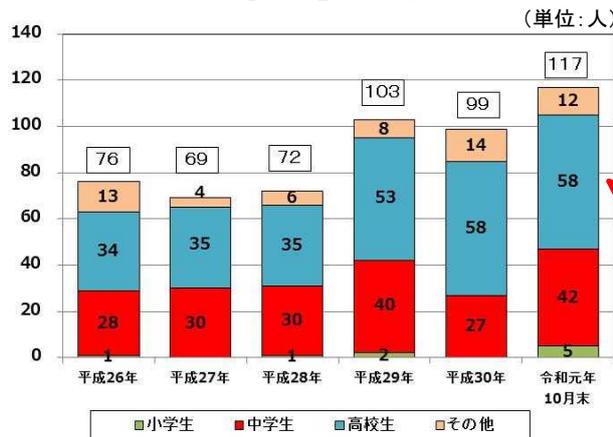


令和元年12月
北海道警察

全国的に、児童生徒にもインターネットの利用が広まっており、道内においてはスマートフォン等からSNSを利用して児童買春・児童ポルノなどの福祉犯被害に遭う少年が、本年10月末の時点で過去最多を更新しています。

また、先般、道内の高校生がSNSを通じて知り合った男に連れ回される未成年者誘拐事件も発生しています。

SNSの利用に起因する福祉犯被害の状況



【被害に遭った少年の学職別の割合】



過去最多!

インターネット空間に潜む危険から子供達を守るための約束

- ① ネットで知り合った人を信用しない**
 - ・ 相手が「他人」になりすぎていると疑う
 - ・ 本当のことを言っているとは限らない
- ② 見知らぬ人とは簡単に会わない**
 - ・ 「会うだけならいいか」、「自分は大丈夫」は、キケン
- ③ 画像や動画は、安易に「撮らない」「送らない」「撮らせない」**
 - ・ 一度、流出すると回収は困難
 - ・ 流出したり、送信した画像や動画が悪用される

誘拐などの重大事件に巻き込まれる危険もあるよ。



家庭でのルールづくりを!

犯罪やトラブルから子供を守るために、日ごろから家庭でコミュニケーションをとり、一緒に家庭のルールを作ることが大切です。

【ルールの例】

- 利用時間・利用料金を決める
- 接続するサイトやダウンロードするアプリは保護者に確認する
- 個人を特定される情報を書き込まない
- 知らない人とSNSやメール、写真のやり取りをしない
- 裸や下着姿の写真は撮らない、撮らせない
- 困ったことがあれば、すぐに保護者に相談する

フィルタリングを利用しましょう

子供が安全にインターネットを利用するには、スマートフォンの場合、①②③の3つのフィルタリングが必要となります。

使用時間や利用できるアプリの制限など、子供の年齢に応じた制限レベルを設定しましょう。



- ① 携帯電話回線による接続
- ② 無線LAN回線(Wi-Fi)による接続
- ③ アプリによる接続



少年相談のご案内

少年サポートセンターでは「少年相談110番」を開設し、少年非行や犯罪被害に関する相談を受け付けています。

0120-677-110 AM8:45～PM5:30 (時間外と土日祝日は留守番電話)

○携帯、PHSの場合は、警察本部又は各方面本部の代表電話にかけて「少年サポートセンター」と指定してください。

お近くの警察署でも各種相談に応じています。

